

議案第 1 1 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する平成 2 2 年度県道倉吉環状線法面工事（1 工区）（交付金交安）（以下「法面工事」という。）の工事代金の未払による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 2 3 年 9 月 1 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

西伯郡大山町 企業

2 和解の要旨

県は、法面工事に係る損害賠償金の支払義務があることを認め、3,500,000円を支払うものとする。

3 事件の概要

県は、法面工事において、和解の相手方と平成 2 2 年 8 月 9 日に建設工事請負契約を締結した。

その後、県と和解の相手方は、法面工事の落石防止工の施工方法（以下「施工方法」という。）を変更することについて工事着手前に協議を行い、和解の相手方はその協議

を受け施工方法が変更されるものと判断し、施工を行った。

しかし、県は施工方法を変更することを失念したまま、平成23年3月7日に変更契約を締結し、同月15日に工事完成検査を終え工事代金の精算を済ませた。

このことにより和解の相手方に生じた損害について、県が精査した現地の状況に応じた適正な施工方法により施工した場合に増額となる工事代金相当額を支払うことで和解しようとするものである。